第1日目(11月25日)

- **○議 長(関 常幸君)** ただいまから平成26年第3回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。
- **〇議** 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。定足数に達しておりますので直 ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議席番号19番・今井久美君及び議席番号20番・腰越晃君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本臨時会の会期については、去る11月19日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本臨時会の会期は本日11月25日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 11 月 25 日の 1 日間と決定いたしま した。

- ○総務部長 おはようございます。大変貴重な時間をお借りして恐縮いたすところでございますが、本日、議席のほうへ配付させていただきました第25号報告、第92号議案及び第98号議案の丸正につきまして、おわびも含めましてご説明させていただきたいと思います。配付させていただきました議案等をご覧いただきたいと存じます。

第25号報告でございますが、先週の11月19日に開催されました議会運営委員会でもお願い申し上げたところでございまして、この21日に衆議院の解散がございまして、総選挙が来月の2日公示、14日投票の予定で執行されることとなりましたので、このたびの解散総選挙に係る選挙費の一般会計補正予算第4号を、解散のあった21日付で専決処分させていただいたことによりまして、19日に配付させていただきました、今回の臨時会の付議事件に加えて審議をお願いするものでございます。

第92号議案の丸正でございますが、ただいま申し上げました第25号報告の補正予算の専決処分に伴いまして、先に配付させていただきました一般会計補正予算案が第4号から第5号、補正前の歳出歳入予算総額が変更になりますこと、これはまことに申しわけないことでございますが、先に配付いたしました第4号議案の補正予算案の中に第1款議会費の部分が落丁がございました。まことに申しわけないことでございますが、差しかえをお願いするものでございます。

第98号議案でございますが、これもまた大変申しわけないことでございますが、議案の7

ページ、補正予算の実施計画明細書を資料としてつけてございますが、その表の最下行の法 定福利の説明欄の数値に誤植がございました。先に配付したものは8万1,000円、金額欄は 変わらず9万7,000円ですが、説明欄では8万1,000円というふうに誤植がございまして、 まことに恐れ入りますが、第98号議案につきましても差しかえを願いしたいものでございま す。

落丁それから誤植といった単純ミスでございまして、まことに申しわけなく甚だ恐縮いた す次第でございますが、こうしたことのないように一層緊張感を持って職務に努めてまいり ますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長 報告いたします。大和センター長、欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

○議 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は予算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第4、第24号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正について)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 24 号報告についてご説明申し上げます。この件につきましては、市の放課後児童クラブ条例の一部を改正するものであります。 3 ページをお開きいただきたいと思います。専決処分書、専決第 12 号ということで、平成 26 年 10 月 31 日に専決処分したもののご報告でございます。内容といたしましては、市の放課後児童クラブにつきまして、平成 26 年 4 月 1 日に設置をいたしました上田クラブ、これを塩沢地域の上田農村環境改善センターで行っていたものを、上田クラブ、第一上田小学校の隣地に建設をしたことによりまして、位置の変更を行うものです。

5ページをお開きいただきたいと思います。ここに第24号報告資料というものがございますが、右側の現行で第2条の表ですが、上田クラブ、南魚沼市長崎824番地1にあったものを、平成26年11月1日付で改正案といたしまして、南魚沼市長崎30番地3に変更するものでございます。

11月1日付でこの条例を施行し、位置を変更するものでございます。地方自治法第179条第3項の規定によりまして、専決処分した旨の報告でございます。説明は以上です。

〇議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〇議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

〇議 長 お諮りいたします。第24号報告 専決処分した事件の承認について(南魚 沼市放課後児童クラブ条例の一部改正について)は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第 24 号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 日程第5、第25号報告 専決処分した事件の承認について(平成26年度 南魚沼市一般会計補正予算(第4号))を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。市長。

〇市 長 おはようございます。第25号報告につきましてご説明申し上げます。専決 処分であります。補正予算第4号につきましては、先ほどちょっと触れておりますが、衆議 院の解散総選挙に伴う選挙費を計上するものであります。歳出では総務費の選挙費に衆議院 議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費3,118万7,000円を計上し、歳入では県委託金の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査交付金に同額を計上するものであります。 当該選挙につきましては、公示日が12月2日となっておりまして、掲示板等、準備の関係上、専決処分とさせていただいたものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算総額それぞれ 3,118 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算 総額をそれぞれですが、361 億 2,499 万 1,000 円としたものであります。よろしくご審議の 上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 25 号報告 専決処分した事件の承認について(平成 26 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 4 号))は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第25号報告は提出のとおり承認すること決定いたしました。 〇議 長 日程第6、第89号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部改正に ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは85 号議案についてご説明を申し上げます。本案は8月7日になされました人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の給与につきまして所要の改定を行うための改正をお願いするものでございます。なお、国会のほうでは皆さんご存じかと思いますが、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を、衆議院では11月4日に可決、参議院では11月12日に可決して成立しておるところでございます。

本年の勧告のポイントは、平成 26 年度執行分、それから平成 27 年度執行分の 2 か年度にわたっております。本年度平成 26 年度につきましては、月例給、期末勤勉手当とも引き上げでございます。人事院におきましては、従業員 50 人以上のおよそ 1 万 2,400 の事業所、約50 万人の個別給与につきまして実地調査を行ったところでございます。この実地調査の母体となる調査が職種別民間給与実態調査というもので、毎年人事院それから都道府県、政令市、特別区等の人事委員会が行う調査がございます。ここでは 76 職種、50 人以上の従業員規模の事業所で 5 万 5,000 以上の事業所を調査いたしまして、おおよそ 393 万人の従業者の給与の調査結果を出したものを母体として、人事院がまた先ほど申し上げた内容で実地調査をするものでございます。

その結果、月例給、これは4月分でございますが、0.7%、額にしますと1,090円ほど、それからボーナス、私どもで言いますと期末勤勉手当の支給月数で0.17月、民間給与のほうが上回っているということから、国での俸給表それから期末勤勉手当の支給率を改定するものでございます。改定の内容といたしましては、月例給については全体で0.3%の引き上げ、期末勤勉手当では支給月数を0.15月引き上げるものとしております。

なお、月例給の引き上げでございますが、若年層を主体に置くということで、初任給べースを 2,000 円引き上げ、その初任給の部分を、おおむねうちのほうで言いますと一、二級というのは若年層が主に在籍する級でございますが、その部分を同程度の引き上げとして俸給表 3 級以上の高位号俸——要は数が多くなる部分の号俸については据え置きとしているところでございます。

来年度平成27年度に係る勧告でございますが、給与制度の総合的見直しという言い方をし

ております。民間賃金が低い地域における官民の給与差の実情をより適切に反映するための 見直し、それから公務員給与では 50 歳代後半層の部分が民間給与を上回っているという状況 を踏まえた給与水準の見直しでございます。見直しの主たる内容といたしましては、俸給表 の改定、ここで改定したものをまた 4 月には見直しで改定するということでございます。 50 歳代後半層を主にいたしまして、最大 4 % 引き下げまして、改定後の給料表全体では平均 2 % 引き下げるというものでございます。

なお、この引き下げに当たっては経過措置というのを設けておりまして、改定後3年間は 現在いただいている給料については現給を保障するという経過措置もあわせて勧告がされて いるところでございます。

本案は本年平成26年度の給与に係る部分でございまして、国人事院、国に準拠いたしまして、月例給で医師、歯科医師に係る医療職給料表1と申しますが除いて、初任給を2,000円、平均で0.3%引き上げます給料表の改定、一般職の一般職員、再任用職員及び任期付職員の期末勤勉手当の支給月数を勤勉手当で0.15月引き上げ、現行の年間3.90月を4.05月とする改定を行うための改正をお願いするものでございます。

来年度平成27年に係る部分につきましては、3月定例会でまたご審議いただくため、条例 改正をお願いするべく準備を進めているところでございます。それでは議案をご覧になって いただきたいと思います。先ほど申し上げましたこのたびの改定内容につきまして、南魚沼 市職員の給与に関する条例及び南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例における 所要の改正を、それぞれ第1条から第5条の条だてにいたしまして一部改正条例としており ますので、順にご説明を申し上げます。

まず1ページの第1条でございます。一般職の一般職員の月例給の引き上げに係る南魚沼市職員の給与に関する条例、別表第1の改正規定でございまして、1ページ中段から17ページ上段の表が改定後の給料表でございます。これも先ほど申し上げましたが、このたびの改定は若年層に重点を置いた引き上げでございまして、1ページにございます行政職1の給料表で申し上げますと、1級は全号給が引き上げでございます。2級以上の高号給は引き上げとしておりまして、各級別に申し上げますと2級では93号給以上、3級では69号給以上、4級では52号給以上、5級では44号給以上、6級では36号給以上が据え置きでございます。

また、改定対象人数は1級で現在在職人数74人おりますが、全員が引き上げ改定でございます。2級では82人のうち76人、3級では165人のうち159人、4級では140人のうち19人、5級、6級につきましては在職が60人おりますが、改定対象職員はゼロでございます。このほか技能労務職に係ります行政職では、在職81人のうち改定対象は53人、公安職、消防職が該当いたしますが、公安職では105人のうち80人、医療職2では67人のうち38人、医療職3では165人のうち97人が改定対象となっておりまして、合計では改定給料表適用在職職員は今929名でございますが、一般会計で支弁する414人を初め597人が引き上げ改定対象となるものでございます。

次に改定額でございます。19ページをお開きいただきたいと思います。行政職給料表(1)

の新旧対照表でございます。初任給ということで申し上げましたが、その基準につきましては国に準じて、南魚沼市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則というので定めておりまして、行政職給料表1が適用する職員では、職務の級で1級の5号給が一般行政職の初級試験、おおむね高卒程度ということの採用者、まず19ページ、1級の15号給が中級試験の採用者、主に短大卒、うちでは保育士等が該当になっております。

めくっていただきまして 20 ページでは、1 級の 25 号給が上級試験、大学卒の初任給として定められているところでございます。この部分の新旧を比較していただきますと 2,000 円の引き上げ改定となっているところでございます。また、1 級、2 級の若年層在職部分を初任給と同程度の引き上げとしております、2,000 円ないし 1,800 円といったところで引き上げ改定がなされているところでございます。

先ほども申し上げた正規部分の号給を除きまして、月額上限は 2,000 円、最下段は各号給の正規部分のすぐ手前になりますが、100 円という改定でございまして、平均いたしますと 0.3%相当の引き上げとなる部分でございます。

それでは第2条以降でございますが、引き続きただいまご覧いただいております議案資料でご説明を申し上げさせていただきます。42、43ページをお願いいたします。42ページの中段からになりますが、まず第2条関係ということでお示ししてございます。第1条と同じく南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、一般職の一般職員及び再任用職員の勤勉手当につきまして、支給率を現行から100分の15、0.15%を引き上げる改定でございまして、第1号では一般職の一般職員、第2号では再任用職員の支給率を下線部に記載のように改めるものでございます。

なお、本年度は6月期の勤勉手当については既に支給済みでございますので、本条における改正は引き上げ分を12月期1回分にまとめた支給率としてございます。現在、再任用職員の在職は9名でございます。一般職2名、保育士が4名、看護師3名ということになっております。

続きまして 43 ページの上段、附則第 32 項の改正規定でございますが、附則第 29 項では、 給料が 1.5%減じられて支給される職員を定めております。具体的には 55 歳を超える職員で 6 級相当職、部長職と一部の課長職等でございますが、この規定に該当します職員の勤勉手 当につきまして、支給率の改正に伴いまして減額率を下線部記載のように改めるものでござ います。この率がちょっと先に出ているものと違いますが、1.5%減額ということでございま して、先ほど申し上げました 100 分の 82.5 ということに改正される、掛ける 1.5%ですとこ ういった 100 分の 1.2375 という部分になるものでございます。

それから、43ページの下段、第3条関係でございますが、第2条に同じく勤勉手当の支給率の改正規定でございます。2条の改正規定は12月期1回分に調整していると申し上げましたが、そのことから平成27年度以降につきましては、本来の支給期、6月、12月の2期に支給することとした支給率に下線部記載のように改めるものでございます。

めくっていただきまして、44、45ページをお願いいたします。44ページ下段からの第4条、

第5条は、南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。第2条、第3条でご説明申し上げました勤勉手当の支給率の改正内容を、一般職の任期付職員につきまして規定するものでございます。なお現在、任期付職員の在職は一般職で1名でございます。

17ページに戻っていただきまして、このたびの一部改正条例の第2条から第5条の改正文でございます。今ほど申し上げた内容が記載してあるところでございます。

次の 18 ページにわたりますが、17 ページの下段からございます附則といたしまして、第 1 項ではこの条例を公布の日から施行ということにしてございますが、第 1 条の規定、給料表の改定につきましては、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して適用、第 2 条及び第 4 条につきましては、今年度の勤勉手当の支給率改正につきましては、支給の基準日となっております 12 月 1 日から、それから第 3 条及び第 5 条の勤勉手当の支給率改正につきましては、ご説明申し上げましたように来年度、平成 27 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきたいものでございます。

18ページのほうに附則の第2項、第3項がございますが、ただいま申し上げました本改正 条例の給料表の改定は4月1日に遡及して適用させていただく等から、改正前の給料表によ ります支給額の差額につきまして、第2項では改正前の支給額を給与の内払いという形にさ せていただく規定でございます。第3項ではその差額分の支給や勤勉手当の支給率が改定い たしますと勤勉手当支給に係る成績率に関連いたしますので、その取り扱い等について当該 附則の規定に基づきまして、本改正条例を施行させていただきたいというものでございます。

改正条例の概要説明は以上でございますが、この改定によります影響額は、この後一般会計はか各特別会計でご審議をお願いしてあるところでございますが、給料で 1,027 万円、勤勉手当で 5,068 万円、月額給料、手当等に係ります共済組合、退職手当組合の負担金 1,279 万円で、7,374 万円ほどの影響額となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。11 番・鈴木 一君。

○鈴木 −君 議員になる前から公務員給与が上がるとなると、どうもじんま疹が出そうなところがあるのですが、市内の一般的な給与体系を比較していくべきだろうと私は思っています。人事院勧告の受け入れが必要なのか、あるいはラスパイレス指数を比較する必要があるのか。やはり、独自の給与体系があってしかるべきだと思っていますけれども、この財政状況を考えても、一般家庭であれば間違いなく苦しいときには節約をするのだろうと私は思っています。どうも比較する材料がちょっとおかしいのではないかという気がしてなりませんけれども、いかがでしょうか。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまの鈴木議員さんのおっしゃるとおり、やはり公務員の給与につきましては均衡の原則というのがございまして、最もその所在する自治体の実情に応じることが、

まずは一番適正になるのではないかと思います。ただ、均衡の原則の中には、「職員の給与は、 生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の事業者の給与その他事情を考慮して定めなければならない」という規定になっております。これは地方公務員法の第24条で規定しているところでございます。したがいまして、人事院勧告に基づく国の関係、それから県では同じく人事委員会が勧告する、もとについた給与改定、それから今回も当然確認はしてございますが、県内の他市の状況等も確認させていただいているところでございます。

それと給与のいわゆる調査でございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、人事院では職種別民間給与実態調査、あとは都道府県の人事委員会勧告等が、膨大な数に上る部分で1年間をかけてやっている内容でございます。そのほか厚生労働省のほうでも、賃金構造調査、それから毎月の職務給与関係の調査をやっているところでございます。そういったデータを用いますと、これはどこの自治体でもそうですが、民間の給与の実態を調査する――言い方はちょっとおかしいかもしれませんが――すべが、現在行われている調査実態にどうしても合理的に対抗できる手段を、今のところ市が持っておりません。それがゆえにどこの自治体でも、やはり県の人事委員会、ないしは国を最初にするのですが、そういったところを基準にいたしまして、改定作業を進めているところでございます。

ただ、事務方といたしましては、新聞報道も含め人事委員会の状況を踏まえた中で、ただいまこういう状況でございます。それから、特別な事情というのは、非常に倒産件数が多くなるとか、いわゆる就業募集等が著しく下がっているというような特別な事情が察知された場合は、その旨を市長に申し上げます。そういった理論的な状況を市長にお話しした上で、最終的には市長のほうでの判断になりますので、私どもとしましてはそういった状況のもとで報告した上で、市長が市の実態等を勘案した中で提案させていく条例改定でございますので、そこのところはご了承いただきたいかと思います。以上でございます。

〇議 長 11番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 人事院の勧告は、多分どこの市町村でもほとんど受け入れて、ここの市だけの問題ではないと思います。また、えらく職員がそれについて給料をもらっているから悪いという話ではないので、とにかく市の財政状況をまた比較するものが、例えば銀行より給料が少ないとかそういういい方はないと思うので、民間の給料と比較するものが市内ではないでしょう。結局ある程度の上場企業そういうものと比較して九十何パーセント、国と比較して九十何パーセント、ちょっと比較する基準がおかしいと思います。市の財政状況を考えれば、ここで上げる必要はないのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

〇議 長 市長。

○市 長 今、総務部長が話しましたように、我々が実態をきちんとつかむすべがないということでありますから、必然的に国あるいは県の人事院勧告──これはずっとそうしてきたわけであります。

そして、今の部分ですけれども、先ほどこれも説明申し上げましたように初任給を、まず若い人たちの給与は、これは確か市内で——私は実体はよくわかりませんが——高卒、大卒

で入った方が市内の民間企業の皆さんより相当給与額が多いという実態では、私はないと思っています。ですから、主体的には若い職員の給与を、平均 2,000 円ですか上げるということですので、55 歳以上はもう下げるわけですから、その辺はひとつ実態をご理解いただいてお願いしたいと思っております。

我々もすべがないということが一番であります。なかなか給与の実態調査というのは難しくて、正確にきちんとご報告いただけるということでもないわけです。じゃあ、我々がどこをどう調べればいいのかというこれは本当にすべがないわけですので、ひとつご理解いただいて、そして財政的に、今、南魚沼市が特に楽だとは申し上げませんけれども、こういう部分についてこれをやったから他の施策に影響が出るということではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

〇議 長 11番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 答弁は要りませんけれども、この間、知り合いとちょっと話をする機会があったのです。旦那さんは民間の会社で早出・残業をして 500 万円、奥さん 200 万円、2人で 700 万円、これで3人大学を卒業させたと自慢しておりましたけれども、民間はこういうのが当たり前の数字であります。どうも本来ならば市長が言うように、下が上がって上が相当下がるというものであれば私は賛成しようと思ったのですけれども、初任給を上げてもらうのは非常に結構なことだと私は思っています。大リーグのような総量制で、例えば 50 億円の中で分け合うという形であれば、私はそれでいいのだろうと思っていますけれども――終わります。

〇議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 最終的には市長の判断という答弁でしたが、説明にありましたように景気の動向というのは、中央では政権の施策が浸透しつつあるということ。民間、要するに地方ではその影響はほとんどあらわれていないというのが、いろいろの経過から発表されているところです。そうした中で今ほどの議論にもありましたけれども、市の実態ですね。市の実態というのは、調べるすべがないという話ですけれども、一番捉えられているのが、やはり確定申告なりあるいは所得申告等で把握ができていると私は思うのです。個人個人の問題は見られないといえども、総量的に上昇してきているなとか、これに見合っているなというのであれば説明がつくかと思うのです。その辺をどういうふうに市民に説明をしようとしていくのか、それが一番大事だと私は思うのです。今の話でいきますと初任給を上げて、50歳、55歳、要するに高齢者を抑えるとか、あるいは一番根底には人事院勧告で法律がそういうふうに決定された。だからこうなるという話だけでは、私はやはり市民への説明不足だと思います。

よく民間への波及ですね、これを行政の執行者として今後どういう形で市民の所得向上を 目指す、そういった前向きな施政方針がやはりあってしかるべきだと思うのですが、いかが でしょうか。

〇議 長 市長。

○市 長 今、議員がおっしゃったように税収ではそれはわかります。今、税収は上向き加減であります。ただ、税収だけで、例えば高所得者の方がどんと増やしたって、これはトータル的には増えるわけですから、内容がつまびらかにならないということを私はさっきから申し上げているわけです。ではこの年齢層は幾らだとか、この年齢層はどうだとか、それは確定申告であってもわからない。それを全部まとめろと言ってもそれはなかなか無理ですから。ですので、そういうことを申し上げているわけで、税全体では今増収傾向、これは前から申し上げているとおりであります。

ただ、都会といいますか株やそういうことの上り幅と比べて、この地域にそれほどアベノミクスの効果が顕著に出ているということではありませんけれども、じわじわと出てきてはいると、そういうふうに私は理解しております。当然、市民の皆さん方にご説明申し上げる際は、全体としてはそういう部分であります。

個々としますと、これは内容の事細かな説明に入りますけれども、実態として受け取る部分がさっき言いましたように共済費だとかそういう部分と全部合算してここへ出ますから、それが全ていわゆる手取りの増えた分だということではないということもご理解はいただきたいわけであります。共済費だっていずれはその自分に返ってくる部分もあるわけですから、それはそうですけれども、その辺を細かい数字をいちいち羅列をして申し上げてもなかなかご理解いただけませんので、今、議員がおっしゃるようなことも含めて、我々は税収的には上がっている。

そして、やはりよりどころは、ずっと国公準拠ということで我々はやってきているわけですから、そこしかよりどころはない。ただ、非常事態や大変な状況になれば皆さんもご存じのとおり平成18年度からは給与も3か年、5%を全部切って、そしてきちんとやっていると、そういう部分も皆さん方のご理解はひとつ賜りたいと思っております。議会の皆さんからもご協力はいただきました。その非常事態が、非常にこれは厳しいという事態になれば、これは別に政府がどう言おうがそれは私の判断で給与も下げる、手当も下げる、これはやるわけですから、そういうトータル的なひとつご判断を賜りたいと思っております。

○議 長 岡村議員、簡潔明瞭に、毎回注意されないように。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 やはり説明の問題としては非常に難しいと思うのですけれども、やはり前向きな姿勢を私は示すべきではないかと思います。

それから、いろいろの批判を受けることのないように、見合った仕事なのだということを きちんと知らしめると申しますか、こういうふうに我々は努力しているのだというところを 見せていただきたいと思います。

もう1点は最後に市長が言いましたけれども、独自に減額できると。要するに条例でできるということでありますので、それがさっきの鈴木議員との話のように、地域の実態をどう反映するかというものは、これはやはり労使できちんと詰めるところは詰めるという形を私はしていくべきではないかと思います。以上です。

〇議 長 22番・牧野 晶君。

〇牧野 晶君 それこそいろいろなやりとりの中でちょっと私が聞きたいのは、ここですね。ずっと、市長にしろ皆さんは、民間給料の実態を知るすべがないという話ですけれども、私は例えば何回か行ったときに市内の給与所得者の資料を出してくださいと言ったら、100万円ごとに出してもらったりとかしたこともあります。

そういうもので自分の市の給料はどのくらい稼いでいるのかというのは、私はいろいろな市の施策を決めるときに、本当に重要だと思います。ここは、多分私が議員になってからも、市になってからもずっと言っていますけれども、10年間やはりその知る努力をしていないというのは、どういうふうにして決定しているのかという点について、私は疑義がありますので、まずそこのところを聞いてみたい。

あと、人事院勧告とか県の人事委員会とかいろいろ言われましたけれども、私が3年か4年ぐらい前の一般質問の中で、同じように市のほうでも人事委員会を持ってみたらいいのではないかとか、県の人事委員会に聞いてみたらいいではないかという話をしたら、市長は一般質問でこう答弁したのです。県の人事委員会がノウハウを言うわけがないというような答弁だったのです。でも私が同時に思うのは、ちょうどその年の後に南魚沼地域振興局の局長さんが、人事委員会の委員長さんになったのです。そういうときに情報交換とかができたのではないかと思うのですが、そういうふうにいろいろなノウハウを知るすべがあったけれども、そういうのを知ろうとしたのかどうかについてお聞かせいただければと思います。

〇議 長 市長。

〇市 長 後段のほうです。それは桜井さんのことですか。どういうふうに皆さん方がお感じになっているかわかりませんが、いかに親しい人であってもそういうことを公務員として漏らすはずはありません。

それから今、議員は、市でそれを設ければいいではないかと。設けても権限がないのです。 ですから全然あれですよ、まあ、答えてくれる人は答えてくれるかもしらないけれども、実 際知りたいところなんて全然答えてくれない。ですから、お金をかけてそうやっても全く無 駄だということをご理解賜らないとどうしようもないです。

きちんとした国あるいは県において、その皆さん方が調べるときにどれだけの権限を使えるか。我々のところで、では市で人事委員会を置いたから、皆さん方に全部答えてくださいなんて言っても、企業の皆さんは別に答える義務もないわけですから。任意で出してくださいというのは、それはできるかもわかりません。だけれども、任意というのは、数字はなかなか会社の皆さんは出しませんよ。おわかりでしょう。それはわかると思いますね。

今だって、お客さんがどのくらい来たかという実態調査をしても、なかなか出してくれないのですから、そんな企業の何かのそういう部分をきちんと正確な数字で出すということは、我々にとってはとても至難のわざだと思っていますので、それは無駄と。ただ、市内の実態を全く見ないということではありません。それは我々だっていろいろなところで、おまえさんは今給料は幾らぐらいだとかそういうのは聞けます。そういうことも含めてやっていく中で、今回の人事院勧告が市にとって分不相応だということでは全くないと私は思って、この

提案をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議 長 22番・牧野 晶君。

〇牧野 晶君 市長の話を総合すると、地元の民間のことを考えても上げるのが妥当だと そう言っているわけですよね。(「はい」と叫ぶ者あり) 私はそれは違うと思います。やはり 消費税が上がって値上げできなくて、なかなか消費税分の利益がとれないとかの実態が本当 にあります。そういう実態を置いておいて上げるというのは、私はちょっとまずいのではな いかと思います。

市長にこれ以上言ってもなかなか考えが出ないかもしれませんけれども、私はやはり自分の感性で、まだここの職員の給料というのは非常に高いという点と、あとはほかの自治体と話して状況を見ながらとかいろいろ言いますけれども、他の自治体は他の自治体で、他の自治体と同じことをしていたらうちの市は一歩前へ出られないわけです。先に出るために、だから、前に市長がやった緊急事態のときの5%カット、あれはもう市長はすごいことをしたと私は評価しているわけです。それと同じに他と違うところを見せるために頑張るべきだと私は思いますが、最後にもう1回、他の自治体と違うところを出すためにも、2つのうち1つ、そこのところを答弁していただければと思います。

〇議 長 市長。

○市 長 私は、突出した部分が特にあれば別ですけれども、給与の額とかで他の自治体と特別違うことを示そうなんて思ったことは全くありません。下げなければならないときは、これは下げます。これは別に他の自治体を意識してやっているわけではなくて、我々の市の財政や、あるいは市の状況がそうだからやるわけです。こういう給与やそれから市長報酬の問題、あるいは議員の皆さん方の報酬の問題で、他の自治体に先駆けて、ああしろ、こうしろなんてことを私は思ったことはございません。ひとつその程度でご理解いただきたいと思っております。

〇議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 私の質問が悪かったようでした。うちの市は給料を減らしたから評価してくれなんていうことではなくて、給料を減らした部分の財源で新たな、他に負けない施策をまだまだできるのではないですか。市長が常に言っている、うちの市は消滅自治体にならなくて、非常にそれはよかったなという思いもありますし、そこをさらに磨きをかけるためにも、こういうことも重要ではないのかなと。削った部分で市民に還元というか市民の施策に回していくというのは、私は重要だと思うのです。そういう点について言いたかったのでよろしくお願いします。

〇議 長 市長。

○市 長 必ず何かをやらなければならないことがあるけれども、財源が見当たらない。では、職員の給与を下げてそれをやるかと、それはあり得るかもわかりません。ただ、今、南魚沼市はそういう状況ではありませんので、そこまで考えることは私はないということであります。

〇議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今回の給料改定については、官民格差を是正するという意味での人事院勧告でありますけれども、官民格差の捉え方については同僚議員からも指摘がありました。いろいろな調査方法があるだろうと。ちょっと確認をしたい部分については、今回の条例改正で、要するに第3条及び第5条の規定は、来年の4月1日から施行というものであります。今回の条例改定によって平成26年度分の月給並びに手当については上がる。4月1日からは下がりますということを、この条例で既に規定をするのだということで間違いないですか。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 この条例で規定してございますのは、本年度分については月例給、それから 一般職につきましては勤勉手当が上がるという規定でございます。来年度については今準備 中ですので、給料表自体を平均で2%引き下げるというのはこの条例では規定してございま せん。

ただいま申し上げました3条、5条につきましては、今回は既に6月期の勤勉手当が支給されております。支給率を年間で上げることから、今回は6月はもう支給済みでありますので12月にまとめたということでございまして、平成27年4月1日からというのは、正規の支給月について年間このたび上げた部分を、正規の6月、12月の支給月に分けた支給率に配分するという内容でございます。以上でございます。

〇議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この改定の部分を見ていきまして、医療職であります。医療職給料表の2は、1級の一番低い方で月当たり 2,100 円の上昇である。医療職給料表3のほうにいきますと、一番低い1級の方で 2,300 円上がるとなっているわけです。来年の4月1日以降については、おおむね4%カットとなっています。そうすると今、新市民病院開院を控えて、医療スタッフの確保というところで非常に奮闘しているわけであります。医療職についての官民格差というのがございますけれども、この部分で来年4月1日から給料が若干下がりますというところが、病院関係のほうの人材募集ということに若干影響が出てくるのかなという心配をしてはいるわけです。そうすると医療サイドで、そうは言っても給料表全体の中で一律に下げていくということはちょっと待ってくれと。医療職については、今回改定したままで上げたままで何とかならないかという、そういう意見も出てくるかと思いますけれども、その辺の全体的なところの考え方をちょっとお聞かせ願いたい。

〇議 長 市長

○市 長 医療職が特別な職ということについては、それは間違いないでしょうけれども、私が考えるときに市の職員でありますので、この部分は一般的に下げるときには下げない、あるいは上げるときに上げないということは、やはりこれは区別すべきではない。今ご心配の医療職という部分について、来年の4月1日以降、医療職ばかりではなくて下がるわけですけれども、このことで人材確保に大きな影響が出るとは私は思ってはおりません。全体的にそれこそ全部どこもそうですから。我が市だけでなくて、県も、国も、ですので、

特別の事情があって、いや医療職だけ下げないという人があればそれは別ですけれども、月の 2,000 円前後のことで医療職の確保が困難になるということには、私は結びつかないと思っております。

〇議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 公立病院といいますか、公設民営を含めてでありましょうけれども、その部分についての給料がおおむね人事院勧告に従ってという上げ下げがあるのでしょうけれども、我が市の中では民間病院とスタッフの獲得競争です。これは多分熾烈をきわめるだろうということは予想されるわけであります。そうした中で速やかに対応するということになると、こういう縛りがかかったような給料部分というのを今度どうしていくのだと。病院事業管理者のお考えも聞きたいと思ったのですけれども、きょうは欠席ということでありました。そういうのを進めていきますと、市長が言うように月2,100円上がったというだけでは集まらないだろうと。それから下がっただけでもそんなに逃げないだろうという単純なものではないのではないかという心配もあるわけです。速やかな対応をするためには、やはり医療職についての給料体系といいますか、これをちょっと考えていかなければならないと思いますけれども、その点についてもう1回市長のお考えをお聞きします。

〇議 長 市長。

○市 長 その点につきましては、宮永先生ともずっと話をしておりまして、簡単に言いますと、夜勤でも何でもどんどんとこなせる働き盛りの若い皆さん方、この人たちの水準をもう少し上げて、ある程度の年齢になった方、例えば夜勤しなくてもいいとか、家庭的なこともありますからそういう中では──今はもう黙っていてもそのまま上がっていくという昇給方式ですから、そうでなくてある程度の年齢のところで、そういう希望のある方はその部分をもう給与を上げないで、あるいはカットしても勤務体制の中でその部分を補っていく。そういう給料表にしたいのだということを宮永先生からご相談ありまして、できることであればそうしてくださいと。ただ、これは今検討中です。なかなか難しくて、全部法律絡み、条令絡みですので──そういうご提案を受けておりまして、今検討しているところであります。

〇議 長 15番・中沢一博君。

〇中沢一博君 ここで関連ですから、あえてお聞かせ願いたいと思います。私は臨時職員の件でお聞かせいただきたいと思います。ここで聞くのはどうかと思いますけれども、当市の実態を見ておりますと、正職員のかわりに臨時職員の比率がかなり多くなっておるのが事実です。それはもうみんなが知っているとおりでございます。

その中で実際に臨時は1年と言われながら、現実は何年もお勤めになっていただいて、正職員よりも頼られているという方も多くいるのが事実でございます。そういう中で例えば今出てきているように看護師さん、保育士さん、また図書司書さん、そういうように現実は頼っているのが事実であります。そういう人たちの処遇・待遇というものはずっと変わっておりませんけれども、どのようなお考えでありましょうか。あえてここでお聞かせいただきた

いと思っています。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 今ほど議員さんが言われましたように、特に資格職の臨時でお勤めいただいている方の部分については、職員と同じ身分で職務をやるわけですので、当然とはいえ、大変御苦労をかけているなという気持ちでございます。ただ、処遇につきましては、毎年度こういった給与改定と同じくさまざまな状況を調べた中で、対応を検討して新年度なりの待遇を決定しているところでございます。以上でございます。

〇議 長 15番・中沢一博君。

〇中沢一博君 考えていられるということでございますので、よろしいかと思います。 けれども、その考えが私はまだまだもっと、臨時さんのそういう資格のある人たちに対する、 現実に何らかの手当だとかそういうのがあって、私は、もうそういう段階に来ているのでは ないかと。現実にその人たちに頼っているのが事実であります。そういうことを考えたとき には、私はやはり何らかの形で数字としてあらわしていかなければいけないのではないのか と感じるわけであります。

例えば有給しかりであります。本来ならば1年でありますから、12日以上はあり得ないのであります。ですが現実は、何年もお勤めになっていられる方もいるわけでして、そしてまさに頼られている方がいるわけであります。今、少子化と言われている中の子どもさんたちの若い子育てに、例えば今12日あっても、有給はお盆に3日使えばあと9日しかないわけであります。その中でどうしたら一生懸命子育てしながら市の職員と一緒にやっていけるかと考えたときに、一つ一つ、もっと細かな部分まで手を加えていかなければいけないのではないか。そのように感じるわけですけれども、いかがでしょうか。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるとおりであるかと思います。ただ、給与その他は条令法で決めた中での支給が大前提となっています。その中では有給休暇にすれば労働基準法に基づいた形での支給をここ何年かできちんと策定いたしました。あとは先ほど言いましたように、非常勤職員というものは、臨時の任用職員、公務員法上の職員の規定でございまして、1年だけの契約でなくて更新していけるという規定の中で、最大5年でしょうか私どもがやっているわけです。そういった点を加味した中で休暇の付与日数を法令等に基づいた中で上げている部分でございます。

それから手当ということでございますが、現行法上は臨時の職員に対して手当の支給はできないことになっております。ただ、今の実態を踏まえた中で国のほうでもその法律改正が議論されている部分であります。そういった内容で検討をしているところでございますが、やはり法律ないしの点の部分で違法措置はできないものでございます。ただ、気持ち的には、当然現在の処遇で改善すべきところはするという内容で対応しているところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

〇議 長 15番・中沢一博君。

〇中沢一博君 確かに条例がなければできないのは重々承知しております。でも、私は 今監査委員として議会の代表としていろいろ回っている中で、本当にこれでいいのだろうか ということを切実に思っているのであります。やはり今する中でできることは何かというこ とを検討すべきであると思って、終わりたいと思っています。

〇議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 1点お聞かせ願いたいのですけれども、先ほど提案説明の中で、人事院のほうが、今後やはり全国一律ではなくて、その地域地域に即したようなことを考えていかなければいけないということをちょっと話をしているということが、提案説明の中であったと思うのです。まさに先ほどいろいろな同僚の中から出ているのが、やはり自分たちの実態に合ったことをというお話が出されていましたけれども、そういった中で人事院のほうは全国一律でなくて、その地域地域に合ったものにということで、何か考えているのか。どういう方法で地域地域の給与の実態調査といいますかそういうのをする、そこまで出ているのかどうかですけれども、その辺のお考えが人事院のほうでやっているのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 それにつきましては、来年度に対応するということで出ていますが、実際には厚労省の調査での賃金構造実態調査というのがございまして、各県ごとにはまとめてあります。いわゆる公務員給与に対応して民間賃金が著しく高いところは、東京に代表される。逆に低いところは12県ございます。新潟県はその中に入ってございません。そういったことで先ほど提案理由の説明の中でもご説明申し上げましたが、各都道府県、政令市等の人事委員会も職種別の給与実態調査に参加した中で、勧告のもとになるデータをつくっているわけです。その中には当然、地域地域の調査結果が出ておりますので、それに反映した部分を国家公務員の中に反映させていきたいというのが、人事院の考えでございます。

具体的な手法といたしましては、もととなる給料、今回出ました給料表自体を地域ごとに変えるというパターンでは今はない。それぞれに地域手当という形で、東京であればそこに住むときの給与というのは当然生活費でございます。その部分を手当で支給する対応をより精密に具体的に規定していこうという考えでございます。

新潟県は、国家公務員上では地域手当の支給地の部分がございません。ただ、高いほうは 先ほど申し上げました首都圏部分、低いほうは東北それから九州のほうで、全部で12 県ござ います。東京では高い部分は約20%、現在です。低いほうでは平均しますと平成26年度で 0.26%ほど今回出してくる全国の平均値よりも低いという地域で規定されているところでご ざいます。今のような形で、また勧告のもとになる実態調査をより正確に反映できるような 対応を考えているところでございます。以上でございます。

〇議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 給与改定のときにいつもこういう問題が出るのですけれども、私は基本的には調査するすべが、今の段階で合法的といいますか適正なのがないという事情もわかりま

すので、あえて国公準拠がだめだというわけではないのです。ただ、今回の示された給料表を見てみますと、説明のとおり若い人を優遇して高齢者というか――すみません、経験年数の多い方にはアップしないというような、ちょっと不適切な発言でありましたけれども、そういうことになっています。例えば医療職の3表なんかを見れば、宮永院長は看護師確保のために給料表自体を改定しながら、若い新卒の方々といいますか経験の浅い方々を優遇しながら看護師を確保しようという考え方を持っておられる。それを準備されている。今の市長の話をすれば、来年の4月に看護師の給与水準が2,000円ぐらい下がっても、それは余り影響はないだろうと、そういうアンバランスというのは一番よくないと思うのです。

だからそこら辺はやはりひとつきちんとしてもらわなければならない点と、医3表に限って言えば、今回はものすごく等級の高いほうは上がっていませんよね。そして下のほうが上がっている。これを我が市の実情に合わせた形にもっと加工しながらやると、ほかの給料表もそうですけれども、そうすればある程度皆さんも納得いく部分が出てくるのではないかと思うのです。そこら辺、給料表をいじるということは大変難しいことは承知していますけれども、そういう考え方はないのかということをお聞きしたい。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 それが実際の対応でできるかどうかというのを、私が「やります」というのはここで申し上げられないわけですが、今現在もこの人事院勧告の国が示している給料表と、私どもの自治体も含めて全く同一ではないのです。やはりそういった事情を加味した中で、市長の判断の中で対応している部分はあると思いますので、それがいわゆる実態に即した中で対応していきたいと思っております。

それともう1点は、来年度から下がるという時点ですが、これも今ほど議員が申し上げましたように、私の年齢を筆頭にそれから10歳ぐらいまでの人がほとんど下がるような内容でございまして、平均すると2%になりますけれども、いわゆる若年層という部分への影響は大変少ない引き下げ改定となっております。その辺のところをまた詳細に検討した中で、3月には提案させていただくようになるかと思います。よろしくお願いいたします。

〇議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第89号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部 改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、第90号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第90号議案についてご説明を申し上げます。本案は前議案第89号議案で申し上げました一般職の人事院勧告準拠に伴いまして、常勤特別職につきましても、国、県、及び県内他市の状況を踏まえまして改定すべきとの市長の見解でございまして、市長、副市長、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者の期末手当の支給月数を一般職に準じまして0.15月引き上げ、現行の年間2.90月を3.05月とする改正をお願いするものでございます。

なお、皆さんご存じのことでございますが、議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の 給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ特別職報酬等審議会の 意見を聞く旨の手続が条例上定められておりますので、先の11月6日、審議会開催をお願い いたしまして、先ほど申し上げました改正内容を諮問した結果、全会一致で諮問のとおりと するというご答申をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

議案の1ページをご覧ください。第1条、第2条は、南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。前議案でご説明申し上げました一般職の勤勉手当の改正規定と同様の形態で、第1条では市長、副市長の本年度適用の期末手当の支給率の改正を規定しておりますし、第2条では来年度平成27年度以降の6月、12月に支給される期末手当の支給率の改正を規定したものでございます。第3条、第4条は南魚沼市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございまして、第3条では教育長の本年度適用の期末手当の支給率の改正を、第4条では来年度平成27年度以降の期末手当の支給率の改正を規定したものでございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。見出しは前ページになっておりますが、 第5条、第6条は水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改 正でございまして、水道事業管理者の期末手当の支給率に係る市長、副市長、教育長と同様 の改正規定でございます。

なお、病院事業管理者の期末手当の支給率についても、冒頭申し上げましたように改定をお願いしているわけでございますが、病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第4条第2項でございますが、病院事業管理者の期末手当については、市長の例によると規定されておりますので、ここでの改正規定はないことになります。

最下段は附則でございます。この条例は公布の日から施行ということでありますが、一般職のほうでもご説明申し上げましたが、来年度以降分に係る第2条、4条及び6条につきましては、平成27年4月1日施行という2段式の改正をさせていただきたいと思います。

なお、このたびの常勤特別職、市長、副市長、水道事業及び病院事業管理者の期末手当の 支給率の改定に係る影響額は、年額 55 万円ほどでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

〇議 長 質疑を行います。

22番·牧野 晶君。

○牧野 晶君 特別職の給与改定でありますけれども、先ほどの一般職のことで言えば、 役員以上というか部課長以上の高いところは抑制していくという考えですよね。だけれども、 特別職の報酬が高いか安いかというのは、いろいろな考えがあると思います。けれども、私 はなるべく抑制して、私らもこのまま頑張るので皆さんも頑張っていこうよとか、それを訴 えかけるメッセージもいいメッセージに私はなると思うのです。市長も、私は余りそういう ことはしたくないんだよねという答弁を過去に聞いたことあるのですが、それでもやはりこ ういうのが出てくると聞きたいので、ぜひご答弁いただければと思います。

〇議 長 市長。

○市 長 議会議員も我々特別職も同じでありますが、給与そのものは上がるということではないのです。今、触れたように、期末手当の分だけは一応 0.15%ですかアップする。給与そのものは上がっていません。給与が高いか安いかというのは、これはそれぞれの皆さんの判断であります。私が高いとか安いとかということは申し上げる立場ではない。私は与えられた分をきちんとやっているということであります。安いと思う人がいれば、高いと思う人もいるかもわかりません。それは私はわかりません。

ただ、特別職というのは、これは皆さんご承知かと思いますけれども、特に首長というのは――私は私の立場を離れて申し上げますけれども――全責任を負わなければならない立場であります。それが他市との市長給与とかそれはそれでいいのですけれども、今、私は84万幾らかだそうですけれども、例えば市内の皆さん方の中でもらっている人がいるか、私はわかりません。会社の社長さんがもらっているかどうかはわかりませんが、6万市民の命と財産とこれを最終的に守らなければならない。そうならないときにどういう責任をとれるか、ここを常に背負っているわけであります。

本来、市長も含めて特別職の給与について、そのために審議会というのを置いていろいろご議論いただいて、下げるときは下げていますし、上げるときは上げていますので、そういう部分だと思っています。議場で高いか安いかとか、そういうことに答えるつもりもございませんけれども、責任の重さから言えば、私はそれ相応の部分をきちんと支給しておくのは当然であろうと思っています。これは私の立場を離れて。その当然という額が、60万円なのか100万円なのかそれはわかりません。わかりませんけれども、それはひとつ皆さん方からもそういうご理解を賜りたいと思っております。

ですので、市民の皆さんに私が、例えばこれだけ給与を下げて頑張るから頑張りましょうというのは、非常事態です。私が下げれば、何で私だけ下げる、副市長も下げなければなら

ない、一般職も下げなければならない。理由がないでしょう。財政再建のときには私は15%下げました。職員は5%です。そういうことはやりますよ。やりますが、何ら理由のないときに私が給与を下げて、いやこういうことで上げろということも出てきているのだけれども、それを辞退して頑張りましょうということは、それはちょっとまやかしだと私は思っております。

〇議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〇議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第90号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第8、第91号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。 総務部長。
- ○総務部長 それでは第 91 号議案についてご説明を申し上げます。本案は前議案、第 90 号議案でございますが、常勤特別職の期末手当と同じく、議員の皆様の期末手当の支給月数 を 0.15 月引き上げ、現行の年間 2.90 月を 3.05 月とする改正をさせていただきたいものでございます。なお、先ほども申し上げましたが、特別職報酬等審議会の答申につきましては、ご報告申し上げたとおりでございます。

それでは議案のご説明を申し上げます。1ページをご覧いただきたいと思います。第1条では、本年度の期末手当の支給率の改正を規定しておりますし、第2条では先ほど来ご説明申し上げております、来年度平成27年度以降の期末手当の支給率の改正を規定したものでございます。

最下段になりますが、附則といたしましては、この条例につきましても公布の日から施行ということでございますが、来年度以降分に係る第2条の規定につきましては、平成27年4月1日施行ということの2段式の改正をさせていただきたいものでございます。なお、このたびの期末手当の支給率の改定に係る影響額は、年額で137万円ほどでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

O議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

〇議 長 採決いたします。第91号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

O議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時15分といたします。

〔午前 11 時 05 分〕

[午前11時15分]

- ○議 長 日程第9、第92号議案 平成26年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号) を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。
- **○市 長** 第 92 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算につきましては、人事院勧告によります給与改定に係るものでありまして、一般会計におきます議員報酬等及び職員費並びに特別会計への人件費に対する繰出金の増額を提案申し上げるものであります。

概要につきましては、議員報酬費に 137 万 5,000 円、職員費に 4,928 万円を、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び城内診療所特別会計への繰出金といたしまして、合計で 356 万 9,000 円を追加計上いたしました。

なお、財源につきましては、財政調整基金からの繰入金 5,400 万円と予備費により調整をさせていただきました。以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 5,400 万円を追加し、総額を 361 億 7,899 万 1,000 円としたいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。内容は今申し上げたとお

りでありますので、特に詳細説明は申し上げません。

O議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〇議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第92号議案 平成26年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第10、第93号議案 平成26年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。
- ○市 長 第93 号議案につきまして提案理由を申し上げます。一般会計の提案理由と同じでありまして、給与改正に伴う職員費を増額するものであります。歳出の職員給与費に114万6,000円を追加し、歳入の一般会計繰入金において同額を増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億3,394万9,000円としたいものであります。

以上で提案理由を終わりますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

O議 長 討論を行います。

「「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 93 号議案 平成 26 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第11、第94号議案 平成26年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算 (第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。
- ○市 長 第94号議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正も一般会計ほかと同じでありまして、人事院勧告に伴う給与改定でありまして、職員給与費の人件費の増額補正であります。歳出で169万1,000円を追加し、歳入の介護保険料、国庫補助金、支払基金交付金それから県補助金、一般会計繰入金に同額を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を64億1,520万4,000円としたいものであります。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

O議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第94号議案 平成26年度南魚沼市介護保険特別会計補 正予算(第3号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第 12、第 95 号議案 平成 26 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第 2 号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。
- **〇市** 長 第 95 号議案につきましてご説明を申し上げます。これも一般会計と同じでありまして給与改定分であります。歳出の職員給与費に 22 万 6,000 円を追加いたしまして、

歳入は一般会計繰入金であります。そして歳入歳出予算の総額を4億8,879万1,000円としたいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

〇議 長 採決いたします。第 95 号議案 平成 26 年度南魚沼市後期高齢者医療特別 会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第13、第96号議案 平成26年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。
- ○市 長 第96号議案につきまして提案理由を申し上げます。これも同じでありまして、給与改定の部分であります。歳出で職員の給与費等に115万2,000円を追加し、歳入の一般会計繰入金に同額を増額して繰り入れ、そこで歳入歳出予算総額をそれぞれ3億9,989万円としたいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

〇議 長 採決いたします。第 96 号議案 平成 26 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第14、第97号議案 平成26年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。
- ○市 長 第97号議案につきまして説明を申し上げます。これも人事院勧告に伴う給与改定分であります。1項1目下水道一般管理費におきまして、職員12名分の給料、職員手当等の影響額92万4,000円を追加し、1項2目農業集落排水一般管理費でも同じく職員2名分、16万9,000円を追加補正するものであります。また、5款予備費におきまして、今回追加補正した額の調整分として109万3,000円を減額したいということでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 97 号議案 平成 26 年度南魚沼市下水道特別会計補正 予算 (第 2 号) は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第15、第98号議案 平成26年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。
- **〇市 長** 第 98 号議案につきまして説明申し上げます。これは人事院勧告の部分でご

ざいますけれども、第 2 条の収益的支出では、職員 14 名分の給料等で 113 万 1,000 円を追加するものであります。第 3 条の資本的支出では、職員 4 名分の給料及び手当それらにつきまして 30 万 8,000 円を追加して、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 8 億 3,325 万 3,000 円を 8 億 3,356 万 1,000 円に改めるものであります。

また、第4条におきまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費中、既 決の職員給与費 1 億 7, 301 万 3, 000 円に 143 万 9, 000 円を追加し、 1 億 7, 445 万 2, 000 円と したいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第98号議案 平成26年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第16、第99号議案 平成26年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。
- **〇市** 長 第 99 号議案につきまして提案理由を申し上げます。これも人事院勧告による給与費の改定でありまして、大和病院事業の収益的支出において給与費に 1,794 万 3,000 円を追加し、材料費も 1,794 万 3,000 円これは減額であります。同額ですね、ここで調整をさせていただきました。また、給与費の追加に伴いまして、第 2 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正として、職員給与費に同額 1,794 万 3,000 円を追加し、その総額を 28 億 7,157 万 1,000 円に改めたいものであります。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- **〇議 長** 質疑を行います。17番・中沢俊一君。
- **〇中沢俊一君** 財源のことにつきまして、材料費の減額になっているわけでありますが、

それこそ命にかかわることでありますから、こういう薬品あたりを減額してもいいという論 拠といいますか、それについてちょっとお聞かせください。

- ○大和病院事務部長 今ほどの質問でございますが、材料費の減額ということですが、具体的には診療材料費を減額するということでございます。根拠、理由としましては、今年度、4月以降ですが、内科の医師で1名体調不良等がございまして、それから整形外科の常勤が1名ということ、それと非常勤医師ですが眼科の医師が1名退職をされた、そういう影響がございまして患者数が計画どおりに推移していない、下回っているということがございまして、材料費を減額させていただき給与費を増額するという内容でございます。
- **〇議** 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

O議 長 採決いたします。第99号議案 平成26年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

- ○議 長 日程第17、第100号議案 財産の取得について(42人乗りバス)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。
- ○総務部長 それでは、第 100 号議案 財産の取得についてご説明を申し上げます。本案 は先の9月定例会で補正予算をご決定いただきました 42 人乗りバスの購入でございまして、 予定価格 2,000 万円以上の動産の買い入れとなりますので、議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議決事件としまして契約 締結の同意をお願いするものでございます。

議案の1ページをご覧いただきたいと存じます。記以下の取得する財産の表示でございますが、取得する財産は42人乗りバス1台でございます。2の取得の方法でございますが、指名競争入札でございます。3の取得価格は2,390万4,180円でございます。4の契約の相手方でございますが、市内は四十日に所在いたします、新潟いすゞ自動車株式会社六日町支店でございます。

めくっていただいて3ページをご覧いただきたいと存じます。11 月 14 日に仮契約の締結をさせていただきましたが、物品購入の仮契約書の写しでございます。納入期限は平成27年3月13日としております。

4ページをお願いいたします。入札調書でございます。11 月 14 日に執行をいたしましたところ、3社の応札がございまして、税込みでございます 2,390 万 4,180 円、落札率にいたしますと 92.06%で、新潟いすゞ自動車株式会社六日町支店が落札したものでございます。 隣の5ページでございますが、契約の相手方の新潟いすゞ自動車につきまして、本社の会社概要等が記されているものでございます。ご欄になっていただきたいと存じます。

めくっていただきまして、6ページにはこのたびの購入に係ります仕様書が添付してございます。バスの規格使用を初めまして6項目について規定しているところでございます。7ページはA3の図面となります。このたび購入いたしますバスの設備等を記載してございます、全体艤装図を添付させていただきました。ご欄になっていただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い 申し上げます。

〇議 長 質疑を行います。8番・山田 勝君。

〇山田 勝君 1点だけ、大した内容ではないかもしれないのですが、6ページの仕様書の規格・仕様の最初の丸、マニュアルミッションになっているのです。これはいつの時代からかずっとそうなのではないかという気がするのですが、職員の方が運転するのでその疲労軽減にもオートマを選定するような時代ではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 一般的には最近大型等もオートマになっていますが、42人乗りぐらいになると、運転手さん等の意見を聞きますとやはりもうプロでございまして、そこは力を効率的に運転していく上ではマニュアルミッションが適当だということで、このたびはマニュアルミッションを選定させていただいた仕様でございます。以上でございます。

〇議 長 18番・岡村雅夫君。

〇岡村雅夫君 指名競争入札ということですが、非常に辞退者が多いことについてどうい う見解を持っておられますか。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 今回の指名につきましては、こういった自動車、大型バスも含めてですが、 入札参加をいただいている業者さんを選定したところでございます。年末ということもあり ましたり、こういった大型バスですと、現在の状況では納入を確保することが厳しいといっ た内容で辞退をされる方がほとんどでございました。

ただ、そういった世間の状況と申しますか、その部分につきまして具体的に特別な事情が あったわけではございませんので、そういった点である程度絞った指名というのは、今回は しなかったところでございます。市内等における納入が可能な業者で指名参加願いを出して いるところにお願いしたところ、こういった結果になった状況でございます。以上でござい ます。

〇議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 納入可能な業者というところと、お願いして入札に応じるという考え方があって指名をしたと――お願いをしたということになるとそういうふうに聞こえます。いいですか。これだけの要するに修理を専門としている方々、あるいはこういった応札、入札あるいは納入実績等これらが全てあるのかどうか私はわからないので聞くのですけれども、事例があって当然できる――修理ではないのですよね、納入ですよね。そういった経過を踏まえての指名であったのかどうか。その辺がこれではわからないので、さっき説明を聞いたのですが、そしてお願いをして指名をさせていただいたと、こういうことでちょっと私は今の説明では矛盾を感じるのですけれども。

もう1点伺いますが、こういった購入車両が何十台かあるわけでありますけれども、そういった方々に、今ここへ並んでいる方々が修理等をしている実績はどういう形なのか。車検とかあるいは修理とか、その辺もひとつ教えていただければ、その理由がわかるかなと思いますが、いかがでしょうか。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 説明がわかりづらい部分があったかと思っておりますので、それについてはまた陳謝いたします。これは、大型バスという自動車について購入した際に、その入札に参加をしたいという希望を出している会社でございます。したがいまして、納入実績については、バスはそうそうないわけですが、ない会社も当然ございます。こちらから希望ではなくて、業者さんのほうからこういったものについて納入があった際には、入札等に参加したいという希望に基づいての指名でございます。

それから、いわゆる修理等でございますが、私がここで資料を持ち合わせておりませんので本当に細かいところまではわかりませんが、ここに掲げてある指名業者については、そういった修繕工事についても契約行為が生じるときにはできます、ということで参加してございますし、実績もそれぞれが持っているというふうに理解しているところでございます。以上でございます。

O議 長 4番・清塚武敏君。

〇清塚武敏君 会派の勉強会のときにちょっと聞き漏らしてしまったので、今回ちょっと 質問させていただきます。(何事か叫ぶ者あり) すみません。6ページの下取り車の関係です が、今回は16年も期間がたっていると思うのですけれども、実際には下取り価格があったの でしょうか。質問します。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 この仕様書にありますように、下取り価格は本体価格に込みにするということで、入札価格の詳細についていただいております。そうしますと 58 万円ぐらいの下取り価格がございました。以上でございます。

O議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 先ほどの 18 番議員の質問にちょっと関連するところがあるのですけれども、指名競争入札、そしてまた応札というところの絡みですが、50 人乗りバスの発注が出たときに参加したいというところに全部出したというところは、私は指名競争それはいいと思うのです。ただ、説明を聞いていますと、多くの辞退が幾つもあるのですけれども、辞退者は納入時間とか期限がちょっとこの年末で間に合わないために辞退したのが大変多かったという説明でした。けれども、それだとせっかく指名競争入札をした意味も半減すると私は思うのです。指名審査委員会の中で指名する段階で、その辺はやはり検討というか考慮に入れながらしないと、せっかくの指名競争入札がそうならないというもったいない話になるのですけれども、その辺どういうふうな総括といいますか反省といいますか、考えを持っているのかだけお伺いします。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 それこそ指名審査委員会の会長はお隣にいるのですが、私のほうから。今言ったとおりでございまして、指名審査委員会の中でも、諸般の事情を踏まえた中で指名する側を決定しているところでございます。このたびにつきましては、そこまでの配慮がなかったと。今これだけできるのか、できないのかというのは、あらかじめこういうのが出るからちょっとどうだいと聞くのもまたはばかられるところで、諸事情を踏まえた上で何々が不足、消費税の値上げを踏まえて非常に車が売れていて納入が遅れているといった事情も、現在はつかみませんでしたので、こういった結果になったことも事実でございます。そういった内容をより正確に把握しながら、また指名のほうを対応させていただきたいと思います。以上でございます。

〇議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 わかりました。そういう事情であれば納得はするわけですけれども、ただ、指名競争入札というのは、得意とするところにお願いをするという利点もある。けれども、こういうふうにこれほど辞退が出て応札する人が絞られると、逆の見方をすれば、曲がって理解をしてしまうというか形だけこんな形で、それで排除されるような形に最初からできているのではないかみたいな曲がっている形に捉える場合もありますので、こういうところは十分気をつけていただきたいというふうなことをお願いしまして、終わりにします。

〇議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 すみません、先ほどの4番議員の質疑のところですが、ちょっと私の理解があれだったのですけれども、下取り価格が58万円ぐらいということだが本体価格から差し引くものとするということで、いわゆる応札した金額はもう差し引いた金額で応札といいますか、しているというそういうとり方でいいわけですよね。

〇議 長 総務部長。

〇総務部長 そのとおりでございます。

〇議 長 15番・中沢一博君。

〇中沢一博君 私は入札の発注の部分で、先ほど状況がわからなかったという答弁があり

ましたので、あえて確認させていただきます。一般的にバスというのは受注生産であります。 今の11月で3月納入というのは、まさに業者が必然的に絞られると言っても過言ではない部分であります。いかに入札を、本当に適正な価格で少しでも安くということを考えた場合には、やはり時期というものをもっと早くしなければ――本来ならば少しでも行政の安くということを考えた場合、やはりこの時期というものの、先ほどありましたけれども状況がわからなかっただけでは済まされないと私は思っている。これはずっと前からこういうものの状況はわかっている、バスというのはこういうものだというふうにわかっているはずですので、もう一度その点をお願いしたいと思います。

〇議 長 総務部長。

○総務部長 指摘される点については、そのとおりだと思いますので以後気をつけていきたいと思います。それから状況がわからなかったといいますか、そこまでの状況を把握できなかったということでございますので、それについての状況把握については、努力もいたしました。結果としてわからなかったというのは、ご指摘を受けるのは当然のことでございます。以後はよりそういった部分で対応していきたいと思います。

それから、時期のものですが、9月補正で補正決定をいただきまして、言いわけにしかなりませんけれども、その後の準備で多少時期がずれてしまったという部分もございますので、 その点、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〇議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〇議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 100 号議案 財産の取得について (42 人乗りバス) は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

- **○議** 長 以上をもちまして本日の日程は、全部終了いたしました。 これで本日の会議を閉じます。
- O議 長 平成26年第3回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

「午前 11 時 54 分〕